

令和5年度

東洋町教育行政基本方針



東洋町教育委員会

令和5年度東洋町教育行政基本方針

〈はじめに〉

わが国においては人口の減少や超高齢化社会などの社会情勢は、ますます厳しさを増しています。また、AI（人工知能）に代表される技術革新や高度情報化による社会状況がめまぐるしく変化しております。これからの教育には、これらの社会構造の変化に対応する教育システムの構築とともに、社会環境の変化の中で一人一人が直面する困難な課題に立ち向かい、自ら乗り越えていく力を育むことが求められています。

また「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携の強化などが求められるようになりました。

東洋町では、これからの激変する社会の変化に対応できる力を備えた「生きる力」を育むことを重点として学校教育を中心に家庭や地域との連携と協働に取り組んでいきます。

また、各校とも児童生徒数の減少傾向が続いていますが、今後も「小規模だからできる」「東洋町だからこそできる」教育の創造に努め、子どもや保護者が「行きたい、行かせたい」「行って良かった」と思える学校教育の充実のために行政も共に協力していきます。

どの子ども無限の可能性を持っています。一人ひとりの子どもの良さを伸ばすためには育ちゆく環境が重要です。平成29年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、これまで任意であった学校運営協議会の設置が努力義務となりました。本町でも令和2年4月に設置した学校運営協議会により、未来を託す子ども達の成長のために、学校・家庭・地域そして行政が課題意識を共有し、連携して東洋町の教育の発展のために取り組んでいきます。

〈東洋町の教育改革・4つの柱〉

- I 子どもの基礎学力の定着と向上
- II 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
- III 就学前教育と小学校・中学校の連携
- IV 学校・家庭・地域の連携

1 取り組みの基本姿勢

教育委員会は各教育現場の課題を把握し、的確な支援をする役割が期待されています。

東洋町教育委員会では義務教育過程をとおして、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成、いわゆる「生きる力」を育むことを重点として、「見える学力」と道徳心や基本的な生活習慣の確立など「見えない学力」の双方に焦点をあて、学校教育を中心に据え、学校運営協議会による学校と家庭と地域が連携、協働することにより、東洋町の子ども一人ひとりが自己実現できるように取り組みます。

そして、就学前教育と小・中学校教育の確かな連携により、学びの連続性を図り、生涯学習の基礎となる主体的に学び思い、思い学ぶ心を育て、一人ひとりの子どもが将来に夢を持ち、その夢が実現できるようにキャリア教育の充実に努めます。

＜意識改革のすすめ＞

1. 教師が変われば、子どもが変わり、子どもが変われば親が変わる。
(開かれた学校づくり、閉鎖性の打破)
2. プロ意識をもち、研修に努め、自らの人間性を高め、教育者としての力量を高めよう。(使命感)
3. 保護者の声、地域の声に耳を傾け、すばやく対応しよう。
(謙虚、情報収集、処理)

2 重点的な取り組み

1 生きる力の育成

(1) 基礎学力の定着と向上

授業研究や研修により教職員の資質と指導力の向上を図り授業改善に生かします。全国学力・学習状況調査や高知県版学力テストで学力を把握する調査等をもとに児童・生徒の学力・学習状況を把握し、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、それらを活用できる学習活動の研究・実践を行います。

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

「家族における親と子の関係、人と人との間近に触れあう温かい関係の中にこそ人間の感性や良心を培う原点がある」と言う認識に立ち、道徳の時間、人権学習、体験活動など全教育活動をとおして感性を拓き、豊かな心を育てます。健やかな体を育むためには運動やスポーツを好きになり運動習慣を合わせた基本的な生活習慣を身につける必要があります。体育・保健体育の充実や学校・家庭・地域が一体となった運動環境づくりを進めます。

(3) 就学前教育と小学校・中学校の連携

子どもの健やかな成長を図るために、就学前教育と小学校・中学校が互いに協力、連絡しあいながら、一人ひとりの子どもの発達段階に応じた教育を行います。特に特別支援教育については、「東洋町地域自立支援協議会の専門部会」を中心に保・小・中と連携し、幼児期の段階から目標に定めた「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に計画的に取り組み継続的な支援につなげます。

(4) 学校・家庭・地域の連携

子どもたちの生きる力を育むためには、学校・家庭・地域の連携が大切です。学校行事やふれあい参観日などに多くの保護者・地域の方々の参加が得られるよう内容を充実させ、地域行事への積極的な参加や働きかけなどによって連携を深め、地域ぐるみで子どもを育てます。

学校運営協議会を中心に、開かれた教育課程に基づいた学校運営を進めます。また、

令和3年4月から始動している地域学校協働本部において地域と学校との「連携・協働」をより円滑かつ効果的に取り組んでいきます。更には、地域ボランティアの方々の協力を得て取り組んでいます「放課後子ども教室」の活性化を図ります。

2 学校教育の充実

- (1) 各小中学校の主体的な取り組みによる特色ある学校づくりを推進します。
- (2) 各学校が学習指導要領に基づき、特色ある教育課程を編成し、実施できるよう支援します。
- (3) デジタル化社会を見据え、学校や家庭でタブレット端末等の活用が日常使いとなるように移行を目指します。
- (4) 遠隔教育の導入など、小規模校では体験出来ない多様な意見を取り入れることにより、地域間の格差をなくす授業を推進します。
- (5) 教職員研修会の充実と各学習サークル活動の活性化を支援します。
- (6) 教職員の多忙化を解消するため、各小中学校に支援員を配置し、学校における働き方改革を推進します。

3 生涯学習の推進

- (1) 公民館や図書館など社会教育施設では、町民の要望や社会的動向が的確に反映されるよう関係団体と連携し、施設機能の充実と諸活動の活性化を図ります。
- (2) よりよく生きようとする意欲や実践力を身につけてもらうため、子どもたちには学習や読書、体験学習の場を提供し、町民には学習の場と機会を提供し、相談、助言など支援活動を充実させ、学びあい、育ちあう関係づくりを進めます。
- (3) 各小中学校が取り組むSDGsへの活動等を支援します。

4 人権教育の総合的な推進

- (1) 人権問題に対する理解と認識を深め、人権問題の解決や全ての人々が人を大切に、大切にされる「人権尊重のまちづくり」を目指した人権教育を進めます。
- (2) いじめや不登校、虐待など人権課題に対する取り組みを学校や関係団体と共に推進します。

5 体育・スポーツの推進と健康教育の充実

- (1) 健康の保持・増進と体力向上を図るため生活に根ざしたスポーツの推進に加え、競技力の向上を目指したスポーツ研修会等の開催により、住民の健康づくりの充実に取り組みます。
- (2) 学校における体育・スポーツでは、基礎的な体力や運動能力を培い、生涯にわたって運動に親しみ、望ましい食習慣を身につけることなど健康的な生活習慣の確立に取り組みます。

6 文化財の保護と活用

- (1) 学校教育や生涯学習を通じて町民の貴重な財産である文化財に親しみ、次の世代へ引き継ぎます。
- (2) 地域文化や埋蔵文化財の保護に努めるとともに、保護意識の醸成に努めます。

7 学校等における南海地震対策の抜本強化

南海トラフ沿岸地域ではマグニチュード 8 クラスのプレート型地震が100年から150年周期で発生しており、昭和21年に発生した昭和南海地震からすでに70年余が経過、その切迫度は徐々に高まっており、東北地方太平洋沖地震の連動型地震の発生も懸念されています。また、本町は台風の通り道に当たり、暴風や高波、豪雨による災害がこれまでも多く発生していますので児童生徒の命を守る防災減災対策に全力で取り組みます。

(1) 防災教育の充実

地震・津波・風水害に対する正しい理解と行動の徹底を図ります。

(2) 学校の防災機能向上

児童・生徒が安全に避難できるよう防災設備、用具の充実と避難経路・避難場所の整備を促進します。